

議案第 6 2 号

市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について

市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

市川市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年条例第 3 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

養護老人ホームいこい荘について、高齢者向けサービス等の充実による入所率の低下、建物の老朽化による安全性の低下等を勘案し、同施設を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。